

フロン排出抑制法Q&A

No.	大分類	小分類	質問	回答
1	全般	法対象機器	第一種特定製品とは具体的にどのような製品か。 (真空脱脂洗浄機は第一種特定製品となるのか。 工場で使用するドライヤーは第一種特定製品になるのか等)	<p>【国Q&A No.1】 業務用のエアコン(空調機器)及び冷凍・冷蔵機器であって、冷媒としてフロン類が使用されているものが対象です(法律で「第一種特定製品」と呼んでいます。) なお、家庭用のエアコン、冷蔵庫及び衣類乾燥機並びに使用を終了した自動車に搭載されているカーエアコンは本法に基づく回収義務はありません。(それぞれ、家電リサイクル法、自動車リサイクル法でフロン類の回収が義務付けられています。)</p> <p>【国Q&A No.5】 フロン類を冷媒として使用し、冷凍・冷蔵又は空調を目的とする業務用として製造・販売された機器であれば第一種特定製品となります。</p> <p>【補足】 更に詳細な種類のリストは運用の手引き(3月下旬公表)で示されます。</p>
2	全般	法対象機器	全社分の対象機器の把握の仕方について。 県庁も同様かと思うが、どのように把握しているのか。	<p>【国Q&A No.2】 家庭用の機器との見分け方については、 ①室外機の銘板、シールを確認する。(平成14年4月(フロン回収・破壊法の施行)以降に販売された機器には表示義務があり、第一種特定製品であること、フロンの種類、量などが記載されています。また、それ以前に販売された機器についても、業界の取組等により、表示(シールの貼付)が行われています。) ②機器のメーカーや販売店に問い合わせる。 等の方法があります。</p> <p>【県回答】 県庁では各県有施設ごとに対象機器(第一種特定製品)について把握します。</p> <p>【補足】 機器の把握のためには、社内の冷凍空調機器の調査とリスト化が必要と考えますが、その具体的な方法は各社ごとの方法で構いません。</p>

No.	大分類	小分類	質問	回答
3	全般	法対象機器	低GWP製品、ノンフロン製品については法対象となるのか。	<p>法対象となる「フロン類」とは、 ①クロロフルオロカーボン(CFC)及びハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)のうち、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」第二条第一項(http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H06/H06SE308.html)に規定する特定物質 ②「地球温暖化対策の推進に関する法律」第二条第三項第四号(http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H11/H11SE143.html)に掲げる物質をいう。</p> <p>【参考(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化の指針より)】 「フロン類」が使用されない製品を「ノンフロン製品」、「フロン類使用製品」のうち使用されるフロン類の地球温暖化係数の低減、当該フロン類の使用量の削減その他フロン類の使用の合理化のために必要な措置を講ずることによりオゾン層の破壊及び地球温暖化への影響の程度を低減させた製品を「低GWP製品」という。</p> <p>【補足】 したがって「低GWP製品」には法対象となるフロン類が含まれる可能性があり、「ノンフロン製品」は法対象にはなりません。</p>
4	管理者判断基準	管理者の定義	点検・整備記録簿に記載する「管理者」とは。	<p>【国Q&A No.8】 原則として、当該製品の所有権を有する者(所有者)が管理者となります。ただし、例外として、契約書等の書面において、保守・修繕の責務を所有者以外が負うこととされている場合は、その者が管理者となります。なお、メンテナンス等の管理業務を委託している場合は、当該委託を行った者が管理者に当たります。 ※所有者と使用者のどちらが管理者に当たるか不明確な場合は、当事者間で確認し、どちらが管理者に該当するのかを明確にする必要があります。</p> <p>【補足】 法人として所有する機器である場合には、一般的にはその法人が「管理者」となります。</p>
5	管理者判断基準	簡易点検・定期点検	他法令に基づいてすでに点検を行っている場合はどうなるのか。	<p>【国Q&A No.18】 それらの点検が、判断基準に規定する内容を満たしているのであれば、その点検をもって簡易点検とみなすことができます。</p> <p>【補足】 定期点検についても同様です。</p>

No.	大分類	小分類	質問	回答
6	管理者判断基準	簡易点検	設置場所等の問題により、点検が困難な場合はどうすべきか。	<p>【国Q&A No.16】 室外機と同じ冷媒系統の室内機等、確実に点検可能な箇所を重点的に点検するとともに、設備業者等への依頼を検討してください。</p> <p>【補足】 簡易点検の手引きについては既に公表済みです。環境省HPの中で確認できます。 http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/</p>
7	管理者判断基準	簡易点検	4月から3ヶ月経過する前に機器を廃棄した場合、点検・整備記録簿は必要か。 またそのような場合、記載すべき事項は。	点検時に点検すべき機器が存在しない場合には、点検の記録はできないこととなります。
8	管理者判断基準	定期点検	定期点検対象となる「7.5kW」はどのように判断したらよいか。	<p>【国Q&A No.20】 冷媒系統が同じであれば合算して判断することになります。具体的には、機器の銘板に「●kW＋●kW」のように記載されているものは、その合計値で判断します。</p> <p>【補足】 「冷媒系統が同じ」とは、複数の圧縮機が同じ冷媒配管で接続されていることをいいます。</p>
9	管理者判断基準	定期点検	GHPについて、定期点検の対象となる「圧縮機の電動機の定格出力が7.5kW以上」であるか否かは、どうすればわかるのか。	<p>【国説明会資料】 エンジンなど電動機以外の他の動力源としてエンジンを用いて圧縮機を動作させる製品である、ガスヒートポンプを用いた第一種特定製品及びサブエンジン方式の輸送用冷凍冷蔵ユニットについては、「圧縮機に用いられる電動機」を「動力源となるエンジンの出力」と、直結方式の輸送用冷凍冷蔵ユニットについては上記「圧縮機に用いられる電動機」を「動力源となるエンジンの圧縮機を駆動するための定格駆動動力」と各々読み替えて適用します。</p>
10	管理者判断基準	知見を有する者	十分な知見を有する者とは、資格が必要なのか。	<p>【国Q&A No.29】 別紙参照</p> <p>【県回答】 必ずしも資格を持っていないといけないということではありません。</p>

No.	大分類	小分類	質問	回答
11	管理者判断基準	使用していない機器の扱い	全く機器を使用していない場合は、点検は必要か。	<p>【国Q&A No.30】 機器を使用しない期間であっても冷媒が封入されている場合は、四半期に1回以上の頻度で簡易点検を実施することが必要です。ただし、定期点検については、使用しない期間が当該機器の定期点検を行うべき期間を超える場合、当該使用しない期間の定期点検は不要ですが、再度使用する前に定期点検を行ってください。</p> <p>【補足】 全く使用しない機器についても、フロン類が充填されている場合、老朽化等により漏えいするおそれがあるため、簡易点検は行ってください。フロン類をすべて抜いて回収した場合には、簡易点検・定期点検は不要です。</p>
12	管理者判断基準	点検記録簿	点検記録簿の様式は。	<p>【国Q&A No.32】 法定の様式はありません(様式自由)が、点検記録簿の様式例については、運用の手引ぎに掲載する予定であり、環境省・経産省のHPにおいて公表します。また、日本冷凍空調設備工業連合会が作成した様式が当該連合会のホームページからダウンロードできます。 http://www.jarac.or.jp/kirokubo/index.html</p>
13	管理者判断基準	点検記録簿	点検記録簿は機器の譲渡とともに譲渡することとなっているが、氏名等の情報は個人情報ではないのか。	<p>点検整備記録簿に特定の個人を識別できるほどの情報はないものと考えています。</p> <p>【参考】 個人情報とは、生存する個人の情報であって、特定の個人を識別できる情報(氏名、生年月日等)を指します。これには、他の情報と容易に照合することができることによって特定の個人を識別することができる情報(学生名簿等と照合することで個人を特定できるような学籍番号等)も含まれます(個人情報の保護に関する法律第2条1項)。法律上記載を義務付けているのは、管理者の氏名、点検を行った者の氏名、修理を行った者の氏名と「氏名」だけとなるため、特定の個人を識別できる情報とは言えません。</p>
14	算定漏えい量報告	報告対象	定期点検が不要な機器について、1年を通して簡易点検にて異常がなく、充填も回収もしなかった場合、算定漏えい量は0になるのか。	算定漏えい量は、充填証明書・回収証明書により計算するため、充填・回収を一度もしなかった年度は、算定漏えい量は0になります。

No.	大分類	小分類	質問	回答
15	算定漏えい量報告	報告方法	算定漏えい量報告は、毎年度計算しないとイケないのか。	<p>【国Q & A No.57】報告対象(年度内の算定漏えい量が1,000トン-CO2以上)かどうかを判定する必要があるため、毎年度、算定漏えい量を算定していただく必要があります。</p> <p>また、その報告は、前年度における算定漏えい量が1,000トン以上の場合に報告を行う必要があります。</p> <p>【補足】 1年度内の算定漏えい量が1000t未満の年度についての報告は、その前年度に報告をしていたかどうかに関わらず、必要ありません。</p>
16	第一種フロン類充填回収業	適用範囲	実験(家電製品の製造をしている工場での試験運転)に使用するフロンは、第一種特定製品に該当するのか。また、その場合、充填回収業者として登録が必要になるのか。	<p>【国Q & A No.59】 本法は機器の整備時の充填のみを対象としているため、機器の製造過程での充填については、フロン排出抑制法の対象外です。このため、第一種フロン類充填回収業者の登録は不要です。</p> <p>【県回答】 実験に使用する場合には、対象外となります。</p> <p>【補足】 空調及び冷凍冷蔵することが目的でないフロン類の使用については、第一種特定製品の管理には該当しません。</p>
17	第一種フロン類充填回収業	登録	現在、充填のみ行っており、第一種フロン類充填回収業者の登録をする予定。登録にあたり、借りている場合など所有権のない機器についてはどのように申請するのか。	<p>【県回答】 現在の回収業者の登録と同様に、借用契約書、共同使用規定書等を申請書に添付していただきます。</p>
18	第一種フロン類再生業、フロン類破壊業		再生業者、破壊業者について、各事業者が該当するかどうかをどのように判断したらよいか。	<p>【県回答】 破壊業者として登録されている事業者については、環境省HPにて公表されております。 https://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/meibo.pdf 再生業者も同様に環境省HPで公表される予定です。</p>
19	管理者判断基準	簡易点検	修理済の第一種特定製品を梱包した状態で在庫している。簡易点検の必要はあるか。	<p>【県回答】 修理品は一度冷媒装置を使用したものであるため、簡易点検は必要です。梱包されている場合、電源を入れて異音・振動等を確認する必要はありませんが、周囲の状況に応じた外観のチェックが必要です。</p>

No.	大分類	小分類	質問	回答
20	管理者判断基準	定期点検	同じ品番のチラーユニットを複数台、エアコン用途・冷蔵冷凍機用途で使い分けている。定期点検の頻度についてどう解釈すればよいか。	【県回答】仕様書を確認し、空調用チラーであれば空調とみなし、冷凍冷蔵用チラーであれば冷蔵冷凍機器とみなして定期点検を行ってください。
21	全般	法対象機器	当該機器が第一種特定製品か判別しかねるとき、そのメーカーが倒産していた場合はどう判断すべきか。また当該機器が海外製である場合は、海外のメーカーに問い合わせねばならないのか。	【県回答】倒産したメーカーの製品は、販売店にご確認ください。海外製機器については輸入業者に第一種特定製品の表示の義務がありますので、輸入業者にお問い合わせください。